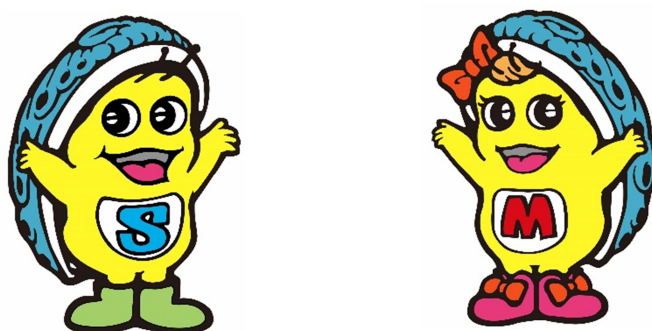


島牧村地域防災計画

資 料 編



令和7年（2025年）10月

島牧村防災会議

目 次

〔 連絡先一覧 〕	2
〔 指定避難所・指定緊急避難場所等 〕	6
〔 条例・災害時協定等 〕	9
○ 島牧村防災会議条例	9
○ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	11
○ 「後志のむら」災害時相互応援協定	14
○ 災害時の応援に関する協定	16
○ 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	18
○ 災害時における道の駅「よってけ！島牧」の防災拠点化に関する協定	20
○ 「道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供装置」に関する協定	22
○ 大規模災害時等における連携に関する協定	24
○ 災害発生時における島牧村と島牧村内郵便局の協力に関する協定	26
○ 大規模災害時における相互協力に関する基本協定	28
○ 大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書	30
○ 緊急時における輸送業務に関する協定	32
○ 災害等の発生時における島牧村と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	33
○ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	35
○ 災害時協力協定	37
○ 被災者生活再建支援制度の実施にかかる事務委託契約書	39
○ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	40
○ 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	42
○ 島牧村とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定	44
○ 北海道広域消防相互応援協定	46
○ 北海道消防防災ヘリコプター応援協定	49
○ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定	51
○ 災害義援金募集事業要綱骨子及び災害義援金配分事業要綱骨子	53
〔 災害発生記録 〕	55

〔 連絡先一覧 〕

1 島牧村（役場、消防等）

名 称	所在地	電話番号
島牧村役場	島牧郡島牧村字泊 83 番地 1	0136-75-6211
〃 総務課 防災対策室		0136-75-6265
島牧村教育委員会		0136-75-6273
島牧診療所	島牧郡島牧村字泊 29 番地 1	0136-75-6100
岩内・寿都地方消防組合消防本部	岩内郡岩内町字高台 8 番地 1	0135-62-2403
岩内・寿都地方消防組合消防署 島牧支署	島牧郡島牧村字泊 83 番地 77	0136-75-6119
南部後志環境衛生組合	寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1	0136-77-2370
南部後志衛生施設組合	寿都郡寿都町字政泊 57 番地 1	0136-62-3166

2 道

名 称	所在地	電話番号
総務部危機対策局 危機対策課 （調整係）	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5007
〃 〃 （危機管理係）		011-204-5014
〃 〃 （災害応急対策係）		011-204-5900
〃 〃 （地震津波係）		011-206-7859
〃 〃 （教育訓練係）		011-204-5009
〃 〃 （消防係・救急係）		011-204-5009
〃 原子力安全対策課 （企画係）		011-204-5011
〃 〃 （防災係）		011-204-6758
〃 〃 （環境安全係）		011-204-5012
〃 危機対策課 防災航空室	札幌市東区栄町 964 番地 陸上自衛隊丘珠駐屯地内	011-782-3233
後志総合振興局 地域創生部 危機対策室	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1345
後志総合振興局 小樽建設管理部 （蘭越出張所）	磯谷郡蘭越町蘭越町 416 番地	0136-57-5121
後志総合振興局 保健環境部 保健行政室 （倶知安保健所）	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1914
後志教育局		0136-23-1976
後志農業改良普及センター本所	虻田郡倶知安町字旭 57 番地 1	0136-22-1072
後志家畜保健衛生所	虻田郡倶知安町字旭 15 番地	0136-22-2010

3 北海道警察 函館方面本部

名 称	所 在 地	電 話 番 号
函館方面本部 警備課 災害係	函館市五稜郭町 15 番地 5	0138-31-0110
寿都警察署（警備係）	寿都郡寿都町字渡島町 82 番地	0136-62-2110
島牧駐在所	島牧郡島牧村字泊 83 番地 79	0136-75-6034

本目駐在所	島牧郡島牧村字本目 88 番地の 2	0136-76-7002
-------	--------------------	--------------

4 自衛隊（島牧村の担当部隊等）

名 称	所在地	電話番号
北部方面隊（北部方面総監部）	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116
第 1 1 旅団（旅団司令部）	札幌市南区真駒内 17 番地	011-581-3191
第 2 8 普通科連隊	函館市広野町 6 番 18 号	0138-51-9171

5 指定地方行政機関

名 称	所在地	電話番号
北海道総合通信局（防災対策推進室）	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号 札幌第 1 合同庁舎	011-747-6451
北海道厚生局（総務課）		011-709-2311 (内線 3911)
北海道労働局（総務課）		011-709-2311 (内線 3503)
北海道経済産業局（総務課）		011-709-1773
北海道産業保安監督部（管理課）		011-709-2311 (内線 2811)
北海道地方測量部（防災情報管理官）		011-709-2311 (内線 4504)
北海道地方環境事務所（総務課）		011-299-1950
北海道財務局 小樽出張所	小樽市港町 5 番 2 号	0134-23-4103
北海道運輸局 札幌運輸支局		011-731-7166
第一管区海上保安本部 小樽海上保安部		0134-27-6118 (0134-27-0118)
北海道農政事務所 札幌地域拠点 地方参事官室	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2 番 22 号 エムズ 22 ビル第 2 ビル 5 階	011-330-8821
北海道森林管理局 後志森林管理署	虻田郡倶知安町北 2 条東 2 丁目	050-3160-5805
〃 〃 黒松内森林事務所	寿都郡黒松内町字黒松内 407 番地 21	0136-72-3331
北海道開発局 小樽開発建設部 (岩内道路事務所)	岩内郡岩内町字東山 104 番地	0135-62-1491
東京航空局 新千歳空港事務所	千歳市美々新千歳空港内	0123-23-4101
札幌管区气象台（業務課）	札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2 号	011-611-6127
〃（予報課）		011-611-4435
北海道防衛局（地方調整課）	札幌市中央区大通西 12 丁目	011-272-7571

6 指定公共機関

名 称	所在地	電話番号
日本銀行 札幌支店（文書課）	札幌市中央区北 1 条西 6 丁目 1 番 1 号	011-241-5231
日本郵便(株)北海道支社（総務・人事部）	札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 3 番	011-214-4063
日本郵便(株) 島牧郵便局	島牧郡島牧村字泊 151 番地 4	0136-75-6200
N T T 東日本株式会社 北海道事業部 (災害対策室)	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2 番 4 号	011-212-4466
N T T 東日本株式会社 北海道小樽支店	小樽市稲穂 2 丁目 17 番地 1 号	0134-24-2271
日本通運(株) 札幌支店	札幌市北区北 7 条西 4 丁目 5 番 1 号	011-738-0030

北海道電力株式会社 岩内営業所	岩内郡岩内町字大浜 5 番地 4	0135-62-1512
北海道電力ネットワーク株式会社 小樽支店 寿都ネットワークセンター	寿都郡寿都町字開進町 188 番地 7	0136-63-2074
日本赤十字社 北海道支部 後志地区	倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1391
日本放送協会 札幌拠点放送局（放送部）	札幌市中央区北 1 条西 9 丁目 1 番 5 号	011-221-5078
株式会社 N T T ドコモ 北海道支社	札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 6 番	011-242-1961
K D D I 株式会社	札幌市中央区北 3 条西 4 丁目 1 番 1 号	011-223-2826
ソフトバンク株式会社	札幌市中央区大通西 4 丁目 6 番 1 号	011-272-2388

7 指定地方公共機関

名 称	所在地	電話番号
北海道放送(株)（報道部）	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-232-5872
札幌テレビ放送(株)（報道部）	札幌市中央区北 1 条西 8 丁目 1 番 1 号	011-272-8295
北海道テレビ放送(株)（報道部）	札幌市北 1 条西 1 丁目 6 番	011-205-7676
北海道文化放送(株)（情報報道部）	札幌市中央区北 1 条西 14 丁目 1 番 5 号	011-214-5311
(株)テレビ北海道（報道部）	札幌市中央区大通東 6 丁目	011-232-7160
一般社団法人 北海道医師会	札幌市中央区大通西 6 丁目 6 番	011-231-1727
寿都医師会	寿都郡寿都町字湯別町上湯別 26 番地 5	0136-64-5320
一般社団法人 北海道歯科医師会	札幌市中央区北 1 条東 9 丁目 11 番	011-231-0945
後志歯科医師会	蘭越町蘭越町 171 番地 4(山田歯科内)	0136-57-5888
一般社団法人 北海道薬剤師会	札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目 5 番 12 号	011-811-0184
一般社団法人 北海道獣医師会	札幌市西区二十四軒 4 条 5 丁目 9 番 3 号	011-642-4826
一般社団法人 北海道バス協会	札幌市中央区北 1 条西 19 丁目 2 番	011-621-4161
一般社団法人 北海道トラック協会	札幌市中央区南 9 条西 1 丁目 1 番 10 号	011-511-9784
一般社団法人 北海道警備業協会	札幌市南 4 条西 6 丁目 8 番	011-242-8800
一般社団法人 北海道看護協会	札幌市白石区本通 17 丁目北 3 番 24 号	011-861-3292
一般社団法人 北海道 L P ガス協会	札幌市白石区中央 3 条 3 丁目 1 番 40 号	011-812-6411
一般社団法人 北海道建設業協会	札幌市中央区北 4 条西 3 丁目 1 番	011-261-6185
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	011-241-3976

8 その他の公共的団体

名 称	所在地	電話番号
島牧漁業協同組合	島牧郡島牧村字港 100 番地	0136-76-7311
島牧商工会	島牧郡島牧村字永豊町 130 番地	0136-75-6231
社会福祉法人 島牧村社会福祉協議会	島牧郡島牧村字泊 29 番地 1	0136-75-6500
南しりべし森林組合	磯谷郡蘭越町蘭越町 635 番地 10	0136-57-5420

9 近隣市町村（防災担当部署）

名 称	所在地	電話番号
小樽市（総務部危機対策室）	小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
寿都町（総務財政課総務係）	寿都郡寿都町字渡島町140番地1	0136-62-2511
黒松内町（総務課総務グループ）	寿都郡黒松内町字黒松内302番地1	0136-72-3311
蘭越町（総務課企画防災対策室）	磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5	0136-57-7534
ニセコ町（総務課防災係）	虻田郡ニセコ町字富士見55番地	0136-44-2121
真狩村（総務課総務係）	虻田郡真狩村字真狩118番地	0136-45-2121
留寿都村（企画観光課企画係）	虻田郡留寿都村字留寿都175番地	0136-46-3131
喜茂別町（総務課企画係）	虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地	0136-33-2211
京極町（総務課庶務係）	虻田郡京極町字京極527番地	0136-42-2111
倶知安町（総務課危機管理室）	虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地	0136-56-8000
共和町（企画振興課防災係）	岩内郡共和町南幌似38番地の2	0135-67-8796
岩内町（危機管理課）	岩内郡岩内町字清住258番地	0135-62-1011
泊村（企画振興課防災係）	古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7	0135-75-2877
神恵内村（総務課総務係）	古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地20	0135-76-5011
積丹町（総務課）	積丹郡積丹町大字美国町字船瀬48番地5	0135-44-2112
古平町（総務課情報防災係）	古平郡古平町大字浜町40番地4	0135-42-2181
仁木町（企画課情報防災係）	余市郡仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-3953
余市町（地域協働推進課防災係）	余市郡余市町朝日町26番地	0135-21-2142
赤井川村（総務課企画地域振興係）	余市郡赤井川村字赤井川74番地2	0135-34-6211
せたな町（総務課防災係）	せたな町北檜山区徳島63番地1	0137-84-5111
今金町（くらし安全課防災・住民生活Gp）	今金町字今金48番地の1	0137-82-0111

〔 指定避難所・指定緊急避難場所等 〕

1 指定避難所（※）

名 称	所在地	管理担当連絡先
歌島児童館	島牧郡島牧村字歌島 374 番地	島牧村施設課 0136-75-6272
ふれあい交流センター「おあしす」	島牧郡島牧村字本目 253 番地 1	島牧村施設課 0136-75-6272
島牧中学校体育館	島牧郡島牧村字小川 118 番地	島牧村教育委員会 0136-75-6273
栄磯いこいの家	島牧郡島牧村字栄磯 63 番地 5	島牧村施設課 0136-75-6272
豊浜会館	島牧郡島牧村字豊浜 34 番地	島牧村施設課 0136-75-6272
生活改善センター	島牧郡島牧村字永豊町 41 番地	島牧村施設課 0136-75-6272
旧高齢者生きがい創造センター	島牧郡島牧村字泊 412 番地 2	島牧村産業振興課 0136-75-6214
島牧保育所	島牧郡島牧村字豊平 11 番地	島牧保育所 0136-75-6423
島牧村若者総合スポーツセンター	島牧郡島牧村字江ノ島 245 番地	島牧村教育委員会 0136-75-6273
道の駅「よってけ！島牧」	島牧郡島牧村字千走 11 番地 1	(株)アバローネ 0136-74-5183
漁村センター	島牧郡島牧村字元町 165 番地	島牧村施設課 0136-75-6272
島牧小学校体育館	島牧郡島牧村字元町 84 番地	島牧村教育委員会 0136-75-6273
原歌生活館	島牧郡島牧村字原歌 128 番地	島牧村施設課 0136-75-6272
栄浜福祉館	島牧郡島牧村字栄浜 355 番地	島牧村施設課 0136-75-6272

※ 避難所としての開設は、災害の態様及び災害による被害等の状況による。

2 指定緊急避難場所

名 称	所在地	対象とする災害					備考
		津波・土砂		洪水・土砂		その他(※)	
		津波	土砂	洪水	土砂		
歌島児童館裏山	島牧郡島牧村字歌島 408-1	○		○			
旧歌島小学校グラウンド跡地	島牧郡島牧村字歌島 301 番地	○	○	○	○		防災倉庫あり
島牧柏光園前広場	島牧郡島牧村字富浦 285 番地	○	○	○	○		
村道歌島線	島牧郡島牧村字歌島 195-2	○					
村川宅裏山	島牧郡島牧村字歌島 449-1	○	○	○	○		
村道美川線	島牧郡島牧村字歌島 551-13	○	○	○	○		
美川黒松内線(道道 523 号)	島牧郡島牧村字折川 211-2	○	○	○	○		
島牧中学校体育館	島牧郡島牧村字小川 118 番地	○	○		○	○	指定避難所
島牧中学校グラウンド	島牧郡島牧村字小川 118 番地	○	○				
旧東島牧中学校跡地	島牧郡島牧村字本目 226-1	○	○				防災倉庫あり

名 称	所在地	対象とする災害					備考
		津波・土砂		洪水・土砂		その他(※)	
		津波	土砂	洪水	土砂		
大崎宅裏山	島牧郡島牧村字本目 108-2	○					避難通路あり
津島宅裏山	島牧郡島牧村字本目 345-2	○					
本目灯台	島牧郡島牧村字本目 12-9	○	○	○	○		
佐藤宅裏山	島牧郡島牧村字栄磯 63-5	○					
法善寺前広場	島牧郡島牧村字栄磯 135-1	○	○	○	○		
栄磯墓地前広場	島牧郡島牧村字栄磯 147-1	○	○	○	○		
豊浜会館	島牧郡島牧村字豊浜 34 番地		○	○	○	○	指定避難所
旧軽臼小学校グラウンド跡地	島牧郡島牧村字軽臼岱 26-1	○	○	○	○		防災倉庫あり
大川宅裏山	島牧郡島牧村字豊浜 160-2	○					
池田宅裏山	島牧郡島牧村字豊浜 253-1	○					避難通路あり
床丹 田保宅裏山	島牧郡島牧村字大平 57-1	○					
手塚宅裏山	島牧郡島牧村字永豊町 113-1	○					
永豊量水器室高台	島牧郡島牧村字永豊町 247-30	○					避難通路あり
巖島神社	島牧郡島牧村字泊 4-2	○					
役場前広場	島牧郡島牧村字泊 83-1		○				
旧高齢者生きがい創造センター	島牧郡島牧村字泊 412 番地 1	○	○	○	○	○	指定避難所
島牧慈光園前広場	島牧郡島牧村字泊 416 番地	○					
島牧保育所	島牧郡島牧村字豊平 11 番地		○	○	○	○	指定避難所
清浄寺墓地横高台	島牧郡島牧村字江ノ島 19-4	○	○	○	○		
江ノ島レストハウス裏高台	島牧郡島牧村字江ノ島 85 番地	○					避難通路あり
島牧村若者総合スポーツセンター	島牧郡島牧村字江ノ島 245 番地		○	○	○	○	指定避難所
道の駅「よってけ！島牧」	島牧郡島牧村字千走 11-1		○			○	指定避難所
山村広場	島牧郡島牧村字千走 7-1		○				指定着陸場
旧小樽開発建設事務所跡地	島牧郡島牧村字元町 429-8	○	○	○	○		防災倉庫あり
新元町団地裏村道	島牧郡島牧村字元町 132-3	○					
元町神社	島牧郡島牧村字元町 370	○					
島牧小学校屋上	島牧郡島牧村字元町 84 番地	○		○	○	○	
原歌墓地線	島牧郡島牧村字原歌町 8-4	○					
原歌西の宮神社	島牧郡島牧村字原歌町 109	○					
植車神社	島牧郡島牧村字原歌町 511-4	○					
村道ボロ狩場横	島牧郡島牧村字栄浜 207-10	○		—	—		
栄浜福祉館	島牧郡島牧村字栄浜 355 番地	○		—	—	○	指定避難所
モッタ海岸温泉旅館駐車場	島牧郡島牧村字栄浜 360 番地	○		—	—		
山田の川右岸高台	島牧郡島牧村字栄浜 381-8	○		—	—		

※ 暴風（雪）、大規模停電等

3 福祉避難所（※）

名 称	所在地	管理担当連絡先
島牧柏光園	島牧郡島牧村字富浦 285 番地	社会福祉法人徳美会 0136-75-7533
島牧慈光園	島牧郡島牧村字泊 416 番地	社会福祉法人徳美会 0136-75-6071

※ 社会福祉法人徳美会との協定に基づき、避難を必要とする要配慮者を受入れ

4 指定着陸場及びヘリポート適地

名 称	所在地	備 考
ヘリコプター等の指定着陸場（山村広場）	島牧郡島牧村字千走 7 番地 1	道消防防災ヘリ
ヘリポート適地（大平センターパーク）	島牧郡島牧村字大平 87 番地 8 外	
〃 （運動公園）	島牧郡島牧村字泊 83 番地 56 外	

〔 条例・災害時協定等 〕

○ 島牧村防災会議条例

昭和 41 年 12 月 23 日

条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、島牧村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 島牧村(以下「村」という。)地域防災計画を作成し、及び実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会議は、村長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから村長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (5) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 村の教育委員会の教育長
 - (7) 岩内・寿都地方消防組合の職員のうちから村長が任命する者及び島牧消防団長
 - (8) 指定公共機関、指定地方公共機関及び村長が指定する公共的団体等の代表者又は職員のうちから村長が任命する者
- 6 前項第 5 号の委員の定数は 8 人以内とし、同項各号に掲げる委員の総数は 25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定行政機関の職員、北海道の職員、村の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員、指定公共的団体の職員及び知識経験のあるもののうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会長への委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

【道及び道内市町村との協定】

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分より行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数

- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
 - (5) 受入れを求める被災住民の人数等
 - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
 - (7) 応援等の期間
 - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通知するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

- 第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。
- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

- 第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。
- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

- 第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

- 第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。
- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。
平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道 北海道知事
北海道市長会 北海道市長会長
北海道町村会 北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町	上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村	留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村	宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町	ホーヅ総合振興局	ホーヅ総合振興局管内の市町村
日高振興局	日高振興局管内の町	十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町	釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
檜山振興局	檜山振興局管内の町	根室振興局	根室振興局管内の市町

○ 「後志のむら」災害時相互応援協定

【真狩村、留寿都村、泊村、神恵内村及び赤井川村との協定】

島牧村、真狩村、留寿都村、泊村、神恵内村及び赤井川村は、「後志のむら」連携協定書第2条第4号に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、島牧村、真狩村、留寿都村、泊村、神恵内村及び赤井川村（以下「協定村」という。）のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、災害時に被災した村（以下「被災村」という。）が応急対策等を円滑に遂行できるように協定村が被災村の要請に対して、応援を行うために必要な事項を定めるものとする。

（連携体制）

第2条 協定村は、あらかじめ相互の応援のための連絡担当部署及び連絡責任者を別表第1（略）のとおり定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報等を交換するものとする。

（応援要請）

第3条 応援を要請された協定村は、自己の区域内の災害に対する応急対策等を実施する必要がある場合等、やむを得ない事情がある場合を除き、応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第4条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- （2） 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （3） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急対策等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- （4） 応援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- （5） 災害時の情報発信協力
- （6） 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

（応援要請の手続）

第5条 応援を要請しようとする被災村の長は、次の事項を明らかにし、協定村の長に対し応援を要請するものとする。この場合において、被災村は必要事項を記載した文書の後日、速やかに応援を要請した協定村に送付しなければならない。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては職員の職種、人数
- （3） 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあつては物資等の品名、数量
- （4） 応援場所、応援場所への経路及び移送手段
- （5） 応援の期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか特に必要な事項

（自主応援）

第6条 協定村の長は、前条の規定に関わらず、いずれかの区域において大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災村との連絡がとれない場合には、当該被災村以外の協定村の長は、自らの判断に基づき自主応援活動を行うことができる。

2 自主応援活動を開始した場合は、被災村に応援の内容をできるだけ速やかに連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた被災村において負担するものとする。

2 被災村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、被災村の求めにより、応援を行った協定村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。なお、この場合、応援を行った協定村は、当該経費の額を、村長名による請求書により関係書類を添付の上、被災村に請求するものとする。

3 前2号の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災村と応援を行った協定村が協議して定めるものとする。

4 協定村が自主応援を行った場合の費用については、前各項の規定を適用する。

(村外補償)

第8条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、応援を行った協定村が、当該損害を賠償するものとする。

3 前各項の規定により難しい場合については、応援を受けた被災村と応援を行った協定村とが協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、北海道及び市町村において締結する「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」等の各種協定や市町村間で締結するその他の災害時相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、協定村が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、協定村の長は記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和5年9月1日

島牧村長
真狩村長
留寿都村長
泊村長
神恵内村長
赤井川村長

○ 災害時の応援に関する協定

【北海道財務局との協定】

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」という。）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の 3 の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定で「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- (1) 法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は法第 28 条の 2 に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- (2) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害
- (3) 乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第 3 条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第 4 条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- (1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (3) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (4) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (5) り災建物判定にかかる現地調査補助
- (6) その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第 5 条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第 4 条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第 6 条 甲は、乙又は丙から第 5 条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第 7 条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であっても必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第 5 条第 1 項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担）

第 8 条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年3月28日

甲 財務省北海道財務局 北海道財務局長

乙 北海道 北海道知事

北海道市長会 北海道市長会長

丁 北海道町村会 北海道町村会長

○ 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

【北海道開発局との申合せ】

北海道開発局長（以下「甲」という。）と島牧村長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話又はファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に関する費用は、他に特別の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、またはこの申合せに定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(運用)

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年5月31日

甲 北海道開発局長
乙 島牧村長

○ 災害時における道の駅「よってけ！島牧」の防災拠点化に関する協定

【北海道開発局 小樽開発建設部との協定】

北海道開発局小樽開発建設部長（以下「甲」という。）と島牧村長（以下「乙」という。）とは、災害時において道の駅「よってけ！島牧」を防災拠点として利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、暴風、豪雨、豪雪、噴火、その他の異常な自然現象等により災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、地域住民及び道路利用者の避難支援及び安全確保を図るため、「よってけ！島牧」を防災拠点として利用する場合の基本事項を定めることを目的とする。

（防災拠点化の対象施設）

第2条 防災拠点化の対象施設（以下「対象施設」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乙が所有する「よってけ！島牧」の駐車場
- (2) 乙が所有する「よってけ！島牧」の本体施設
- (3) 「よってけ！島牧」の敷地内に甲及び乙が設置する資機材等

（地域防災計画の位置付け）

第3条 乙は、前条第1号及び第2号に定める対象施設を、地域防災計画上の避難場所と位置付けるものとする。（ただし、地震時、津波警報等発表時、洪水時は、除く。）

2 乙は、災害発生時において、前条第1号及び第2号に定める対象施設の開放時間を地域住民及び道路利用者のために延長するとともに、状況に応じて24時間開放するよう努力するものとする。

（防災拠点化に関する相互協力）

第4条 甲及び乙は、「よってけ！島牧」を防災拠点として利用するために必要な以下の各号に掲げる事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 災害情報の収集提供
- (2) 地域住民や道路利用者、被災者等の避難誘導等の支援
- (3) 防災拠点として必要な資機材等の整備
- (4) 防災拠点として必要な維持・管理
- (5) その他防災拠点の機能として必要な事項

（利用に係わる通知）

第5条 甲及び乙は、「よってけ！島牧」を防災拠点として利用するに当たっては、相手方に対して、その旨を事前に通知するものとする。

2 前項の規定に基づく通知は、文書によることを原則とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（利用料及び維持管理）

第6条 災害発生時等における第2条に規定する対象施設の利用料は、無償とする。

2 第2条に規定する対象施設の維持管理は、原則として、施設整備等の費用負担を行った者が実施するものとする。

（対象施設の破損時の対応）

第7条 防災拠点として利用したことにより、対象施設が破損した場合の復旧に係わる費用の負担方法については、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲、乙いずれかからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって1年延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月8日

甲 北海道開発局 小樽開発建設部長
乙 島牧村長

○ 「道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供装置」に関する協定

【北海道開発局 小樽開発建設部との協定】

北海道開発局小樽開発建設部長（以下「甲」という。）と島牧村長（以下「乙」という。）とは、道の駅防災用備蓄資機材（以下「資機材」という。）及び情報提供装置（以下「機器」という。）に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、資機材及び機器の使用並びに維持管理等に関する事項を定め、災害発生時の避難者の支援及び国道等の被災情報の提供並びに復旧作業の迅速化を図ることを目的とする。

（資機材及び機器の設置）

第2条 乙は、甲に対し資機材及び機器の補完並びに設置場所を無償で提供することとし、甲は当該場所に資機材の配備及び機器を設置するものとする。

（財産の帰属）

第3条 財産については、原則として整備に要する費用を負担した甲又は乙に帰属するものとする。

（資機材の貸与等）

第4条 資機材は、災害発生等の緊急時に無償貸与することとする。この場合において、乙は、事前に甲の承諾を受けることとし、（岩内道路事務所に電話連絡を行う。）、事務手続き等は、別添資料1（略）によることとする。

2 甲は、資機材を使用する場合、乙に事前連絡し、道の駅敷地内等への立入の承諾を受けるものとする。

3 災害発生時の資機材の使用については、基本的に甲が優先するものとする。ただし、被災状況、緊急性等を考慮し、乙が優先的に使用できるものとする（要協議）。

4 乙は、資機材の使用に当たって、慎重かつ適正に取り扱うこととする。

5 乙が使用した消耗資材については、同等品の資材の同数を、乙が返納することとする。ただし、国道の復旧に要した場合は、この限りではない。

6 乙が使用する資機材の運転に必要な燃料、運搬車両については、乙が用意し、その費用を負担するものとする。

7 乙の使用により資機材に故障又は損傷が生じた場合は、乙の責により修理を行うこととする。

8 乙の使用により第三者に損害を与えた場合は、乙が、その賠償の責を負うものとする。

9 甲、乙以外に近隣市町村において災害が発生し、当該市町村、警察署、消防署等に資機材を無償貸与する場合にあっては、乙は、必要に応じ防災用備蓄庫の解錠等の作業を担当するものとする。

（資機材の維持管理）

第5条 資機材及び防災用備蓄倉庫の維持管理（保守点検、修理、移設、交換）に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 防災用備蓄倉庫の鍵は、甲、乙双方で厳重に保管することとする。

3 乙は、次に掲げる業務の管理を必要に応じ行うものとする。

（1） 防災用備蓄倉庫の施錠及び防犯灯の点灯確認

（2） 防災用備蓄倉庫内の換気及び清掃

（3） 資機材状況、数量の点検及び確認

4 乙は、防災用備蓄倉庫及び資機材に異常を確認した場合は、その旨を甲に連絡するとともに、立入防止等の応急対策を講じるものとする。

（機器の維持管理等）

第6条 甲は、機器が正常に機能するよう機器の保守点検、修理、その他必要な維持管理を行うものとする。

2 乙は、次に掲げる業務の管理を必要に応じ行うものとする。

- (1) 機器の電源の「入」・「切」を行うこと。
- (2) 機器の清掃を行うこと。
- (3) 機器の動作確認を行うこと。

3 乙は、機器に異常が発生したときは、その旨を甲に連絡するとともに、安全対策及び利用者への案内掲示などの応急的な対応を行うものとする。

(機器の改良等)

第7条 甲又は乙は、機器の改良、交換又は移設の必要が生じた場合は、あらかじめ相手側と協議しなければならない。

(機器の経費の負担)

第8条 乙は、次項に定める経費を負担するものとする。

- (1) 機器に係る電気料及び放送受信料
- (2) 第6条第2項及び第3項に係る費用
- (3) 前条の協議により、乙の負担が認められた部分の費用

(資機材(防災用備蓄倉庫含む)及び機器の設置期間)

第9条 防災用備蓄倉庫(資機材含む。)及び機器の設置期間は、設置した日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲又は乙のいずれからも申出のないときは、この期間を1年延長し、その後も同様に扱うものとする。

(協定の解除)

第10条 甲又は乙は、協議の上、必要に応じこの協定を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により協定を解除したときは、甲の負担により防災用備蓄倉庫(資機材を含む。)及び機器の撤去を行うこととし、現状復旧するものとする。

(協定外の事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月8日

甲 北海道開発局 小樽開発建設部長
乙 島牧村長

○ 大規模災害時等における連携に関する協定

【陸上自衛隊 第 2 8 普通科連隊との協定】

島牧村、寿都町、黒松内町の各町村（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第 1 1 旅団第 2 8 普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。）に際し、連携し迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（情報連絡に係る手段の確保及び体制の充実）

第 1 条 甲及び乙は、災害に係る情報の連絡及び共有を円滑にするため、複数の情報連絡手段を確保するとともに、平素から情報連絡体制の充実を図るものとする。

（資料等の共有）

第 2 条 甲及び乙は、応急対策活動が円滑に行われるよう、災害に関する計画及び災害応急対策資機材保管状況等の関係資料を共有するとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を聴取するなど連携を図るものとする。

（防災訓練、会議等への参加等）

第 3 条 甲及び乙は、甲又は乙が主催する災害に関する防災訓練、会議等に積極的に参加するものとする。

2 甲及び乙は、防災訓練等の実施においては、効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じ災害に関する計画の見直しを行い、災害応急体制の整備等を図るものとする。

（災害の発生する恐れがある場合の対応）

第 4 条 甲は、災害の発生する恐れがある場合は、災害の予測及び災害対応の態勢状況等の情報を乙に連絡するものとする。

2 前項の規定により情報を受けた乙は、必要に応じ甲の設置する警戒本部等に連絡幹部を派遣するものとする。

3 甲は、北海道に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を必要とする場合は、あらかじめ乙に対し災害派遣を必要とする情報等の提供を行うものとする。

4 前項の規定により情報を受けた乙は、円滑に災害応急対策を実施できるよう、災害派遣準備等を行うものとする。

5 何らかの理由により、第 1 項の規定による連絡を甲が行うことができない場合は、乙の判断により連絡幹部を派遣する等、速やかに甲との連絡手段を確保するものとする。

（災害発生時における連絡調整所）

第 5 条 甲は、災害発生により自衛隊による災害派遣が行われる場合は、情報等の共有を図るとともに、適切な災害応急対策を行うため、乙が設置する連絡調整所を甲の庁舎又は敷地内に設置できるよう配慮するものとする。

（活動拠点の設置）

第 6 条 甲は、乙が災害応急対策のために活動拠点を設置する必要がある場合は、場所、広さ等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

（費用弁償等）

第 7 条 北海道の災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。

(1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費並びに記録に関する費用等

(2) 災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用

3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与当に関する省令によるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれかからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月3日

甲 島牧村長

甲 寿都町長

甲 黒松内町長

乙 陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊長

○ 災害発生時における島牧村と島牧村内郵便局の協力に関する協定

【島牧村内郵便局との協定】

北海道島牧村（以下「甲」という。）と、島牧村内郵便局（以下「乙」という。）は、島牧村内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、島牧村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 島牧村総務課長

乙 島牧郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2017年4月1日から2018年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに翌年度も効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2017年3月28日

甲 島牧村長

乙 島牧村内郵便局

代表 日本郵便株式会社 北海道支社長

○ 大規模災害時における相互協力に関する基本協定

【北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社との協定】

島牧村（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、大規模災害等の発生、又は発生のおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲、乙及び丙が相互に協力をを行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 乙及び丙は、大規模災害等が発生した場合、又は発生が予想される場合には、甲からの要請に基づき、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲、乙及び丙で相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1） 乙及び丙が甲に提供する情報

- ①停電発生四国、停電地域、停電件数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- ②知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2） 甲が乙及び丙に提供する情報

- ①知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況
- ②住民から提供された停電情報
- ③道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ④住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

（復旧における相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力をを行う。

（連絡体制の確立）

第4条 甲、乙及び丙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2 乙及び丙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（連携訓練等の実施）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める内容を災害発生時に円滑に行うため、連携訓練等を原則として年1回以上実施するものとする。

なお、訓練内容等については、甲、乙及び丙で協議のうえ決定する。

（秘密の保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（他の協定等との関係）

第7条 この協定は、甲、乙及び丙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(覚書の締結)

第9条 この協定の各条項に定める甲、乙及び丙の役割や具体的な実施事項等については、甲、乙及び丙の合意により別途覚書を作成し保有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年8月30日

甲 島牧村長
乙 北海道電力株式会社
執行役員 総務部長
丙 北海道電力ネットワーク株式会社
小樽支店長

○ 大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書

【北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社との覚書】

この覚書は、島牧村（以下「甲」という。）、北海道電力株式会社（以下「乙」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社（以下「丙」という。）間にて令和３年８月３０日に締結した「大規模災害時における総合協力に関する基本協定」に基づき、甲による、乙及び丙が行う停電復旧作業の支援に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第１条 停電復旧作業の支援の対象とする区域は、甲が管理する道路区域とする。

（対象作業）

第２条 停電復旧作業の支援の対象とする作業は、停電復旧作業に支障となる樹木・土砂などの障害物の除去作業及び道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業とする。

２ 前項による作業を甲が実施するにあたり、電力設備が近接し危険が伴う場合は、乙及び丙は、現場の安全を判断できる技術員を派遣し、甲は同技術員の指示に基づき、作業を実施することとする。

（要請の手続き）

第３条 乙及び丙は、甲に対して停電復旧作業の支援を要請する場合は、次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における停電復旧作業の支援要請書」（略）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請できることとする。

- （１） 被災の状況
- （２） 場所（住所、地図）
- （３） 作業内容
- （４） 作業希望日時
- （５） 現地連絡責任者及び電話番号
- （６） その他必要な事項

（可否の判断）

第４条 甲は、乙及び丙から停電復旧作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき業務の状況等により、支援の可否を判断するものとする。

（費用の支払い）

第５条 乙又は丙は、甲による停電復旧作業の支援終了後、停電復旧作業の支援実施者から、停電復旧作業の支援に要した費用のうち本来乙及び丙が実施すべき作業の費用の請求を受けるものとする。

２ 乙又は丙は、前項の請求を精査し、適当と認めた時は、速やかに甲に費用を支払うものとする。

（事前対策の実施）

第６条 甲、乙及び丙は、樹木等による停電、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報提供や予防伐採について、協力体制を図るものとし、甲、乙及び丙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じることとする。

（実施責任）

第７条 停電復旧作業の支援に係る関係機関への周知及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

２ 停電復旧作業の支援に伴い発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙及び丙が責任を持って行うものとする。

（協議）

第８条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議の上決定するものとする。

この覚書の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙でそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年8月30日

甲 島牧村長
乙 北海道電力株式会社
執行役員 総務部長
丙 北海道電力ネットワーク株式会社
小樽支店長

○ 緊急時における輸送業務に関する協定

【札幌地区トラック協会との協定】

島牧村（以下「甲」という。）と札幌地区トラック協会後志支部（以下「乙」という。）は、災害のとき又は災害発生のおそれのある場合（以下「緊急時」という。）における物資の輸送業務について、次のとおり協定を締結する。

（輸送の要請）

第1条 甲は、緊急時における物資の輸送業務を要請する場合は、緊急輸送業務書（略）により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送業者」という。）、甲の輸送業務に協力させるものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条の規定により輸送業務を実施した場合は、甲に対して緊急輸送業務実施報告書（略）により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、乙が第1条の要請に基づく輸送業務を行ったときは、その輸送業務に要した経費を負担するものとする。なお、輸送業務に要した経費は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第11条の規定により国土交通大臣に提出した額によるものとする。

（損害賠償及び紛争解決）

第5条 指定運送事業者は、物資の輸送業務中に甲及び第三者に村外を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

（災害補償）

第6条 物資の輸送業務中の従事者の責めに帰することができない理由により、該当従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、指定運送事業者が補償するものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 島牧村長
乙 札幌地区トラック協会 後志支部
支部長

○ 災害等の発生時における島牧村と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

【北海道エルピーガス災害対策協議会との協定】

島牧村（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、島牧村の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急処理事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する島牧村災害対策本部会議、島牧村国民保護対策本部会議若しくは島牧村緊急処理事態対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは

疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、L Pガスの備蓄、緊急時対応設備の整備をを日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

平成23年6月14日

甲 島牧村字泊83の1
島牧村長

乙 小樽市稲穂2丁目22番4号
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長

○ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

【小樽地方石油業協同組合との協定】

島牧村（以下「甲」という。）と小樽地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態時における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において、甲は、乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙等が取り扱う物資（前2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（様式略）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

（報告手続）

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には、口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（様式略）を提出するものとする。なお、同項第4号から第6号までの協力を行った場合においては、乙等が把握できる範囲内において、同様式により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、災害発生時直前における通常の価格を基準として甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙等から請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 第1条第1項各号に掲げる協力により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定まるものとする。

（協力体制の構築）

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し、相互に交換すると

ともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙は、支援する組合員と非組合員（未加入業者）の明確化を期するため、毎年4月1日現在の組合員名簿を、甲に提出するものとする。

3 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は協定締結日から平成28年3月31日までとし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは毎年度更新するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年6月22日

甲 北海道島牧郡島牧村字泊83番地1
島牧村長
乙 北海道小樽市稲穂2丁目22番4号
樽石ビル6階
小樽地方石油業協同組合
理事長

○ 災害時協力協定

【一般財団法人北海道電気保安協会との協定】

島牧村（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、島牧村において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、島牧村における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

（公務災害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

（協定の有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して

決定する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

- 甲 北海道島牧郡島牧村字泊 8 3 番地 1
島牧村長
- 乙 札幌市西区発寒 6 条 1 2 丁目 6 番 1 1 号
一般財団法人 北海道電気保安協会
理事長

○ 被災者生活再建支援制度の実施にかかる事務委託契約

【被災者生活再建支援法人との事務委託契約】

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により被災者生活再建支援法人として指定された公益財団法人都道府県センター（以下「甲」という。）と北海道島牧村（以下「乙」という。）は、法第4条第2項の規定に基づき、甲が乙に被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給に関する事務の一部を委託するにあたり、次のとおり委託契約を締結する。

（委託する事務）

第1条 甲は乙に次の事務を委託する。

- 一 支援金の支給の申請に係る書類の受付・審査
- 二 その他、本制度の実施に必要と認められる事務

（罹災証明書の変更）

第2条 甲に提出した前条第1項第1号に定める書類のうち、罹災証明書における被害の程度が変更された場合、乙は速やかに都道府県経由で甲に報告しなければならない。

（契約の期限）

第3条 この契約の期限は、令和5年3月31日とする。ただし、この期限の2カ月前までに、甲、乙いずれからそれぞれの相手方に対して文書による意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期限が到来したときも同様とする。

2 乙が所在する都道府県と甲との間で締結されている被災者生活再建支援制度の実施に係る事務委託契約（平成11年4月1日締結）が終了したときは、当該終了日をもってこの契約は終了する。

（契約の解除）

第4条 甲は、乙がこの契約に定める事務を履行しない場合は、この契約を解除することができる。

（効力発生日）

第5条 この契約の締結前に村が行った被災者生活再建支援金の支給に関する事務における住民票関係情報の情報連携による個人番号の活用は、この契約に基づいて行ったものとみなす。

（協議）

第6条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、甲、乙協議して処理する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々その1通を所持する。

令和4年7月7日

甲	被災者生活再建支援法人
	公益財団法人 都道府県センター
	理事長
乙	北海道島牧村
	村 長

○ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

【社会福祉法人徳美会との協定】

島牧村（以下「甲」という。）と社会福祉法人 徳美会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、島牧村内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における要支援者等への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護者の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の要支援者等で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入の要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、福祉避難所の開設を別紙1（略）に要請書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 対象者を収容する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 字富浦 障がい者支援施設 島牧柏光園

(2) 字 泊 障がい者支援施設 島牧慈光園

（管理運営）

第5条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 対象者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した対象者当の日常生活上の支援

(2) 対象者の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告書（別紙2（略））

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき対象者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

（経費の負担）

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直に要する費用を含む）

(2) 対象者に要する食費

(3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

（対象者の移送）

第8条 福祉避難所への移送は、原則として対象者が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が対象者等を移送するものとする。

2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た対象者等又はその家族等の固有

の情報を漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲 島牧郡島牧村字泊83番地
島牧村長
乙 寿都町字歌葉72番地
社会福祉法人 徳美会
理事長

○ 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

【株式会社共成レンテム北桧山営業所との協定】

島牧村（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム北桧山営業所（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、島牧村区域内において地震、津波、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別紙様式（略））により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（機材の品目）

第4条 甲が乙に提供要請する品目は、発電機、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等、乙が機材として保有又は調達できるものとする。

2 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、前項に規定する品目及び連絡先について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定による甲から要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第6条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第7条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定に定めのない事項）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月30日

甲 島牧村長
乙 株式会社共成レンテム北桧山営業所
所長

○ 島牧村とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定

【ヤマト運輸株式会社との協定】

島牧村（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方協議の上、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、自らの事業活動に支障をきたさない範囲内で、連携して取組むよう努めるものとする。

- (1) 災害時における物資輸送・物資拠点に関すること
- (2) 高齢者支援・障がい者支援に関すること
- (3) 安全で安心な地域社会の実現に関すること
- (4) 地域の活性化に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか甲及び乙の協議により定める事項

2 乙は、連携事項の一部を乙の関係会社（以下「関係会社」という。）に実施させることができる。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取り組みの内容及び実施方法については、甲乙協議の上、連携事項ごとに、別途、取り決めるものとする。

（費用の負担）

第3条 本協定に基づき、甲の依頼により乙が行った連携事項に係る業務の諸費用（以下「費用」という。）については、原則として甲が負担するものとし、業務を実施した時点において所轄行政庁に届けている運賃・料金等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第4条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求を受けたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（確認事項）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定内容の変更）

第6条 甲及び乙のいずれか一方が本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間等）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間その効力を有するものとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から、1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、1か月前の予告期間をもって相手方に対し事前に書面により通知することにより、本協定の全部又は一部を解約することができる。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に際して、職務上知り得た個人情報及び相手方の事業に関連する秘密情報等について、本協定書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の承認を得ずに、第三者に開示又は提供してはならない。

(規定外事項)

第9条 本協定に定めない事項又は本協定の各条項の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が各々署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月7日

甲 北海道島牧郡島牧村字泊83番地
島牧村 村長
乙 北海道北斗市七重浜8-13-29
ヤマト運輸株式会社函館主管支店
主管支店長

○ 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

2 道央地区に札幌地区を置くものとする。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (3) 応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道及び総務省消防庁との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。
- (4) 応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第 4 条の 2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動

（応援隊及び資機材の登録）

第 6 条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請 当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請 当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関（札幌地区代表消防機関を除く。）を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

3 札幌地区代表消防機関は、道央地区内の第2要請または第3要請において、要請側の長が特に必要と認める場合に道央地区代表消防機関と調整し、札幌地区応援部隊を速やかに編成し派遣できるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議し

て決定するものとする。

(委任)

第 14 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則（平成 29 年 4 月 27 日締結）

この協定は、平成 29 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日締結）

この協定は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書 58 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

別 表

地区	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振行政事務組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札 幌 地 区	札幌市
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合、とちろ広域消防事務組合

○ 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部危機対策課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成 8 年 7 月 1 日から適用する。

この協定締結を証するため、本書 73 通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 6 月 25 日

北海道知事

○ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定

【株式会社ゼンリンとの協定】

島牧村（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、島牧村全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、島牧村全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年10月9日

甲 北海道島牧郡島牧村字泊83番地
島牧村 村長
乙 北海道札幌市中央区12-4
株式会社ゼンリン 北海道支社
支社長

○ 災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「○○災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。
(事務局：日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体（同地方組織を含む）の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書（免税領収書）の発行手続きをとるものとする。
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が開設する義援金口座に送金するものとする。なお、募集期間が長期に及ぶ場合は、募集期間終了前であっても、北海道災害義援金配分委員会と協議の上送金することができるものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- 14 その他

本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

○ 災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金配分要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金配分委員会とする。
(事務局：北海道保健福祉部福祉局地域福祉課)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 5 配分方法
北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金（預金利子を含む）は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。
- 6 広報・周知
義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。
- 7 経費
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- (2) 被災地への義援金送料等については、委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。
- 8 その他
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

〔 災害発生記録 〕

○ 過去の災害等の記録（図表 1）

発 生 年 月	種 別	状 況
昭和 37 年 (1962 年) 8 月	台風 9・10 号	8 月 3～10 日までの間に、台風 9・10 号の影響により河川決壊及び橋梁決壊等の被害があった。
昭和 40 年 (1965 年) 12 月	暴風雪 高 波	12 月 15～17 日までの間に、暴風雨及び高波の影響により、農林水産施設、土木施設、文教施設、民家等に甚大な被害があった。
昭和 47 年 (1972 年) 12 月	暴風雨 高 波	道路決壊 15ヶ所 河川決壊 1ヶ所 海岸浸食 6ヶ所 漁港決壊 5ヶ所 住宅破損 33 戸 漁船破損 43 隻
昭和 50 年 (1975 年) 8 月	台風 5 号	河道決壊 19ヶ所 川路決壊 4ヶ所 橋梁被害 1ヶ所 建物被害 4 戸 全壊 3 戸 半壊 3 戸 床上浸水 25 戸 床下浸水 97 戸 耕地被害 3.8 ha 水田流失埋没 15.1 ha 水田冠水 2.4 ha 畑流失埋没 2.4 ha 畑冠水 8.2 ha
昭和 60 年 (1985 年) 9 月	台風 13 号	河道決壊 4ヶ所 川路決壊 4ヶ所 住宅破損 1 戸 耕地被害 4.5 ha 漁船被害
昭和 61 年 (1986 年) 5 月	暴 風	住宅破損 4 戸 耕地被害 20 ha 漁船被害 2 隻
平成 5 年 (1993 年) 7 月	北海道南西沖地震	死者 6 人 行方不明者 1 人 重軽傷者 14 人 住宅全壊 36 戸 住宅破損 52 戸 床上(下)浸水 115 戸 漁船破損 273 隻 道路決壊 26ヶ所 河川決壊 4ヶ所 その他被害 多数
平成 16 年 (2004 年) 9 月	台風 18 号	住宅破損 5 戸 道路決壊 3ヶ所 水産関連施設 7ヶ所 森林倒木 117.5 ha
平成 22 年 (2010 年) 7 月	豪 雨	床上浸水 4 戸 床下浸水 10 戸 農地決壊 10.8 ha 河川決壊 9ヶ所 河道決壊 10ヶ所 漁港施設 4ヶ所 林道決壊 11ヶ所 水道施設破損 1ヶ所

平成 26 年 (2014 年)	4 月	不審物（機雷の ようなもの）漂着	避難指示発令	32 世帯 52 名 避難
平成 27 年 (2015 年)	3 月	暴風雨	床下浸水 道路（法面）決壊	1 戸 3 カ所
平成 29 年 (2017 年)	4 月	暴風雨	住宅破損 公共施設等破損 農業施設（ビニールハウス等）破損 漁港施設破損	10 戸 15 カ所 7 カ所 5 カ所
	9 月	台風 18 号	浸水被害 避難勧告発令（豊浜地区）	大平川沿い
平成 30 年 (2018 年)	9 月	胆振東部地震	停電（6 日 03:25～7 日 07:00）	村内全域
令和 4 年 (2022 年)	8 月	大 雨	農業施設（頭首工）破損 護岸一部破損	各 1 カ所 (千走川)
令和 5 年 (2023 年)	10 月	暴風・波浪	漁港流木、漁網等損傷 倒木等 停電/千走地区電柱倒壊	村内漁港 運動公園等 延べ約 1,130 戸

島牧村地域防災計画 資料編

令和7年(2025年)10月

島 牧 村